住民投票に関する市民説明会（市長とのタウンミーティングと同時開催）　市民意見要旨

11 月 1 日（日）19:00～20:30　消防本部

意見概要	市の回答
事業費で約 17 億円の差があるが、現庁舎敷地の市有地売却益を充てることができるか。	仮に移転した場合であっても、現在地に出張所等何らかの行政サービス機能が必要であり、また、3 号館とコミュニティセンターを残すと説明したが、その駐車場の整備も必要であり、4 割の市有地では足りず、一部借地を購入する必要があると考えている。 3 件の地権者に対し、現地建て替えとなれば売却いただけるか打診しており、1 件は売却してもいいとの回答を頂いているが、残る 2 件は明確な答えはいただいていない。 借地が続いた場合は用地購入費が不要となる代わりに借地料が 65 年で 15 億 2,000 万円かかると欄外に記載している。 このような状況であることも含めて、投票をお願いしたい。
庁舎建設には多額の費用を要するが、これにより市民サービスが低下することはあるのか。	庁舎整備に関しては財政シミュレーションも行っており、市民サービスへの影響がないように緊縮財政に努めていきたい。
庁舎整備特別委員会には市長も委員として入るのか。	委員は議員から構成されていて、市は質問などに答えるもの。
庁舎整備特別委員会の「多数の委員」について詳しく知りたい。	当時 24 人の議員のうち、12 名が庁舎整備特別委員会委員となり、そのうちの多数の委員を意味する。
庁舎整備特別委員会で移転とする意見が多数なのに現庁舎敷地での建て替えを行うことを決定したのか。	理事者側の考えとして現庁舎敷地での建て替えをお示ししたところ、庁舎整備特別委員会の多数の委員から意見があったというもの。
市は総合的に判断したとあるが、どのような点で判断したのか。	9 月 17 日の第 6 回庁舎整備特別委員会で現庁舎敷地での建て替えをお示ししたが、その際の資料を更に見やすく公平にしたのが今回配

意見概要	市の回答
	布している資料であり、このような項目から総合的判断を行ったもの。
市役所とシティプラザ、リージョンセンターの来庁者数や頻度、要因といった統計データは把握しているか。	平成 26 年度の証明書の発行件数を把握している。市役所は約 188,000 件で全体の 61.6%、シティプラザ出張所が約 97,600 件で 31.4%、サービスセンターは市内３ヵ所合計で 24,700 件で 8%。
各地域の人口分布は。	北部地域が 20.49%、北西部地域が 29%、中部地域が 47.24%、南部地域が 3.27%であり、北部・北西部と中部・南部で比較すると、49.49%と 50.51%となる。 平成 22 年国勢調査をもとにした国のデータによると、人口重心は国道 480 号沿線の池田下町と阪本町の境界付近である。
それぞれの人口の中央値は把握しているか。	把握していない。
市民にとっては利便性や利用度合いが重要であり、検討に際して来庁者数や人口分布は考慮されたか。	市民の利便性は検討の対象。 市では平成８年時点で中部地域の人口が増加し、北部地域や北西部地域と逆転することは見越しており、その上で第３次和泉市総合計画を策定し、市内を４圏域に分けた中で各圏域に行政サービス機能を配置する計画を進めてきた。
各種統計データも資料に入れていただきたかった。	
これまで庁舎位置について住民投票を行った事例は他にあるか。	市町村合併に伴うものは多くある。 滋賀県高島市などでも最近住民投票が実施された。
市役所とは利便施設であり、誰しも近いほうが便利となるため地域住民の対立を招き、禍根を残すことが懸念される。 市の考えを市民に説明し理解を求めるべきだったと思う。	

意見概要	市の回答
議員提案ではあるが、今回の住民投票は市民にとって唐突に感じるし、市民説明会参加者も全体から見れば少数である。 仮に移転するとなれば条例提案のスケジュールはいつか。 今後、庁舎の建設位置について次回市会議員選挙の争点となることはあるのか。	10 月 17 日に市民説明会をスタートしたが、それまでに広報紙を作成し、ホームページへの掲載や、2 回にわたる広報紙の戸別配布や、広報いずみへの掲載、市内公共施設やスーパー等への掲示、公用車での掲示、町会掲示板へのポスター掲示、市イベントでの啓発等、時間がない中ではあるが精一杯取り組んでいる。 ＵＲ都市機構に待ってもらえる期限が来年 3 月末であるためそれまでに位置を決定しなければならないため、仮に移転条例を市長から提案することとなった場合、来年の 3 月議会を考えている。 住民投票は市民の自己決定で様々な政策にかかわるもので、その結果は重く、議会の政策決定と同じと考えている。 11 月 22 日に住民投票結果は出るが、これで終わりではなく、期限はあるが住民自ら行動を起こすこともできる。
投票率を考慮しないのはおかしい。	通常の選挙でも有効投票数で判断しているということで、今回も同じとしたもの。 市としては初の住民投票ということもあり、できるだけ投票率を上げていくよう努力する。
片方に〇を入れ、他方に×を入れると無効になるのはなぜか。	条例で規定されているため。